

○「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)(抄)

2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し

(3)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)

(i)農地転用に係る事務・権限等については、以下の方向で検討等を行う。

- ・ 農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律(平21法57)附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年(平成26年)を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(参考) 農地法(昭27法229)

附則(平成21年6月24日法律第57号)(抄)

(検討)

第19条

4 政府は、この法律の施行後5年を目途として、新農地法及び新農振法の施行の状況等を勘案し、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、新農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可に関する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。